

ファンケル プレミアムカード会員特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社ファンケル（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでファンケル プレミアムカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員)

本特約およびファンケル プレミアムカード使用に伴うファンケル メンバーズサービス規定および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (年会費)

会員は、当社に対して当社が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとし、

第4条 (提供サービスと利用)

1. 当社（本条においては、当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとし、

第5条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除)

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 当社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項
 - ② 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③ 本カードの利用内容（第7条において共有する情報）
 - (2) 宣伝物の送付等当社の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）
 - (3) 当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当社に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載するお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (届出事項の共有)

会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有)

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第8条 (会員資格の喪失)

会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (JCB会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、ファンケル プレミアムカード使用に伴うファンケル メンバーズサービス規定およびJCB会員規約が適用されるものとします。

<お問い合わせ窓口>

当社に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

ファンケル カードサービスセンター
0120-549-555

ファンケル プレミアムカード使用に伴うファンケル メンバーズサービス規定

第1条 (規定の目的)

本規定は、株式会社ファンケル（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）との提携により発行するファンケル プレミアムカード（以下「本カード」という。）の利用に応じ、当社が、当社の運営・管理するポイント付与・還元システム（以下「ポイントシステム」という。）により、本カードの会員（以下「会員」という。）に対して、提供する特典「ファンケル メンバーズサービス」の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条 (ファンケル メンバーズサービス)

ファンケル メンバーズサービス（以下「メンバーズサービス」という。）とは、会員がファンケル通信販売および、ファンケル直営店舗でファンケル商品、ファンケルが提供する役務等の購入金額（以下「購入金額」という。）に応じて当社が所定のファンケルポイント（以下「ポイント」という。）を会員に付与し、会員のポイント還元申請により当社が別途定めたサービス（以下「還元サービス」という。）を還元する制度です。

2. 会員は、メンバーズサービスを受けるにあたり、本規定を遵守するものとします。

第3条 (ファンケル プレミアムカード使用に伴うポイントの付与)

ポイントは、前条により付与されるもののほか、当社所定の時期・方法により、購入金額と関係なく会員に対しポイントを付与することもできるものとします。

2. 前条の購入金額には、JCBの金融サービス・各種ローンの返済金、ショッピングリボ払い・分割払い手数料、本カード年会費、その他当社所定のものは含まないものとします。
3. 当社は、会員がファンケル プレミアムカード会員特約または本規定を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイント付与を拒否することができます。

第4条 (ポイントの取消)

ファンケル商品、役務等の購入取消等により、購入金額の全部、または一部が取り消された場合、該当取消額に応じたポイントは当社所定の方法により取り消されるものとします。

第5条 (ポイントの計算)

会員のポイントは、本カードご利用に応じて次のとおり計算され、ポイントが付与されます。

- ① 購入金額に対して通常ポイント（当社所定の基準で購入金額に応じて付与されるポイント）に加算して、1%（ただし、小数点以下切り捨て）を付与します。

②第3条第1項に基づいて付与されるポイント。

第6条（ポイントの有効期限）

ポイントは、ポイント付与日から12ヵ月を超えて、ファンケル通信販売および、ファンケル直営店舗でファンケル商品、ファンケルが提供する役務等の購入がない場合は、すべてのポイントが自動的に失効するものとします。

第7条（会員へのポイント告知）

会員が獲得したポイント、および累積された有効ポイント残高等は当社が定める所定の方法で告知するものとします。

第8条（ポイントに基づく還元の申請）

会員は、当社より提示された所定ポイントの還元・交換方法に基づいて、累積された有効なポイントの還元または交換を申請することができます。

第9条（還元・交換対象となるポイント残高）

還元・交換対象となるポイント残高は、所定日時点での有効なポイント残高としますので、お買い上げ明細書、またはレシート等で表記されたポイント残高と異なる場合があります。

第10条（還元・交換の方法）

還元・交換サービスは、当社があらかじめ会員に通知した所定の方法、または随時会員に通知する方法により行います。

第11条（公租公課）

会員はメンバーズサービスで受けた還元商品・サービスについて、公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第12条（規定の変更）

当社は、必要と認めたときは会員にあらかじめ、または事後に文書で通知することにより、本規定を変更することがあります。

第13条（権利の消滅）

会員は、本カード会員の資格を喪失した場合、本規定における本カード会員特典（第5条に定めた権利）も自動的に消滅するものとします。ただし、本カードの会員資格喪失時点で、会員が保有しているポイントについては、第6条の規定を適用するものとします。

第14条（権利の譲渡等の禁止）

会員は理由の如何を問わず、メンバーズサービスにおける権利を他人（家族会員も含む）に貸与・譲渡・担保提供し、また相続させることはできません。

第15条（メンバーズサービスに関する疑義等）

ポイントの付与・ポイントの有効性・還元・交換商品・サービス等に関して会員に疑義が生じた場合、当社はポイントシステムを調査のうえ、疑義についての決定を行います。当社のこの決定に会員は従うものとします。

第16条（特典の変更・中止・終了等）

当社は、必要と認めたときは会員にあらかじめ通知することにより、メンバーズサービスを変更・中止・終了することがあります。

2. 前項の規定によりメンバーズサービスが変更・中止・終了した場合は、第6条の定めにかかわらず、当社所定の時期にポイントが失効する場合があります。当社は、所定の時期を前項の規定により、あらかじめ通知するものとします。

3. メンバーズサービスの内容は、日本国の法令等の下に規制されることがあります。

(TK210000・20250203)